

広報誌 みどりの広場

金銭・物のやり取りについてのお願い

ご契約の際にお伝えしておりますが、デイサービスC緑愛園では、利用者様同士の金銭や物のやり取りは、禁止とさせていただきます。

《金銭・物のやり取りを禁止する理由》

- 利用者様それぞれご病気があります。それによっては、食事制限をされている場合もあり、生命に係わる場合があります。
- 食中毒やノロウイルスなどの感染症のリスクがあります。
- 受け取られた方がお返しを気にされ負担に感じられることやトラブルに発展する場合も考えられます。



皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



春の健脚外出



5月末より「春の健脚外出」を実施しました。今回は「月寒公園」に行ってきました！藤の花や菖蒲を見ながら池の周りを散策し、緑多い園内の新鮮な空気を吸う事で、気分転換の機会になったのではないのでしょうか。実施期間中、雨が降る日もありましたが、そんな日は市街地やエスコンフィールドヘドライブに行きました。次回の健脚外出は秋を予定しております。



負担割合証提出のお願い

令和6年7月31日で介護保険の負担割合証の期限が切れます。今後、令和6年8月1日からの新しい割合証が、順次、ご自宅に届きます。

負担割合証は、前年度収入によりご負担いただく割合（1割～3割）が変わる可能性があります。ご利用料金に関わる大切な証書になりますので、ご自宅に届きましたら送迎職員に『**令和6年8月1日からの負担割合証**』をお渡しくださいますようお願い致します。**8月末日までのご提出をお願いします。**

写しを取らせていただき、お帰りの際に返却いたします。お手数料をおかけしますが、ご協力をお願いします。

介護保険負担割合証	
交付年月日 27年 8月 1日	
番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
住所	札幌市中央区北1条西2丁目
フリガナ	カイゴ タロウ
氏名	介護 太郎
生年月日	明治・大正(昭和) 5年 5月 5日
性別	男・女
利用者負担の割合	適用 期間
1割	開始年月日 平成 27年 8月 1日 終了年月日 平成 28年 7月 31日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	0110115 札幌市中央区南3条西11丁目 札幌市中央区 電話番号011-231-2400

利用者負担額減額制度のお知らせ

当事業所では、年間収入などの一定条件を満たした方が利用できる減額制度「社会福祉法人等による利用者負担額減額制度」の対象施設です。下記条件がすべて該当の場合、利用料金が25%減額となります。申請には書類が必要となりますので、該当される方は事前にご相談ください。

- 年間収入が150万円以下（世帯人員が1人増えるごとに50万円を加算）
- 預貯金等の残高が350万円以下
（世帯人員が1人増えるごとに100万円を加算）
- 世帯がその生活を営む以外に資産を有していないこと。
- 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと

～あとかき～

7月は「夏が始まる！」とこの時期が大好きな私です。皆さんも屋外で過ごす事が多くなりますよね。庭仕事に熱中し、炎天下で過ごしてしまった経験があるかと思います。25℃未満であっても、熱中症の危険性は十分にあるそうで、油断大敵です。ここ数年は、30℃を超える事も少なくありません。所ジョージのコマーシャルを思い出し、意識的に水分を摂りましょう。更に、塩分も一緒に摂るとよいそうです。デイにはクーラーがあるので安心です。避暑にもなるので、休まずご利用ください！ 生活相談員 大栗